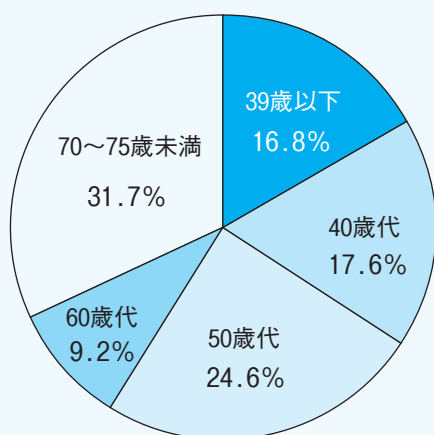


この結果に合わせた特定保健指導が始まります

積極的支援に該当する方の
年齢別割合



●積極的支援

腹囲＋血圧・血糖・中性脂肪・HDLコレステロールの基準値以上、喫煙の有無から2つ以上該当がある方

●動機づけ支援

腹囲＋血圧・血糖・中性脂肪・HDLコレステロールの基準値以上、喫煙の有無から1つ該当される方

受診結果を見ると、積極的支援該当者では、70歳代がもっとも多く30%を超えています。40歳代・50歳代でも約2割の方が該当されています。さあこれから自分の生活習慣を見直し、気づかないうちに動脈硬化が進んでいる状態から、健康な状態に戻すよう取り組みましょう。



■問い合わせ 福祉健康課 健康増進係 ☎75-3355

長寿（後期高齢者）医療保険料と国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

下の表に該当する方は、普通徴収（納付書または口座振替）から特別徴収（年金天引き）に変更になります。変更になる方へは変更決定通知書を送付しますので、通知内容をご確認ください。

特別徴収開始月 保険種別	平成20年12月	平成21年2月	平成21年4月 (仮徴収)
長寿医療保険料の 特別徴収の対象	平成20年 4月2日から 6月1日までに 75歳になった方	平成20年 6月2日から 8月1日までに 75歳になった方	平成20年 8月2日から 10月1日までに 75歳になった方
国民健康保険税の 特別徴収の対象 (国保世帯主)	平成20年 4月2日から 6月1日までに 65歳になった方	平成20年 6月2日から 8月1日までに 65歳になった方	平成20年 8月2日から 10月1日までに 65歳になった方

特別徴収の対象となる方は、次の要件をすべて満たす方です。

長寿医療保険料の場合

- 年額18万円以上の年金を受給している方。
- 介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と長寿医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方。

国民健康保険税の場合

- 世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である。
- 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- 国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、国保世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない。

特別徴収になった方でも口座振替に変更できます。

変更する場合はいくつかの要件がありますので保険年金係へおたずねください。

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159